

中小企業等グループ施設等復旧整備補助金とは

1、事業の目的

平成 30 年 7 月豪雨で被災した中小企業等グループが、県の認定を受けた復興事業計画に基づき実施する施設復旧等の費用の一部を補助することにより、地域の経済・雇用の早期の回復を図ることを目的としています。

2、補助対象者・補助率

①中小企業者 【補助率：3/4 以内】 ※みなし大企業・みなし中堅企業を除く

②中堅企業及びみなし中堅企業等 【補助率：1/2 以内】 ※みなし大企業は除く

③大企業及びみなし大企業で、①又は②が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸し付けている事業者【補助率：1/2】

3、補助対象経費 施設・設備の復旧に要する施設費、設備費、工事費等

4、補助金の限度額 1 事業者あたり 15 億円

5、事業実施期間

交付決定日～平成 31 年 3 月 31 日 ※平成 30 年 7 月豪雨以降、交付決定前に実施した施設復旧にも遡及適用が認められる場合があります。

※補助対象経費等の留意点

(1) 施設・設備の復旧における修繕と入れ替えの取扱い

①施設（建物）について

建替えの場合、原則として「豪雨及び暴風雨災害被害届証明書」や「建築士による証明」で『全壊』又は『大規模半壊』相当であることが必要である。

②設備について

入替を行う場合には、原則、設備メーカー等により修復不能である証明が必要ですが、正当な理由があつて被災設備の修理費よりも入替費用が安価な場合には、修理不能であることの証明がない場合でも入替による復旧は可能です。

※「入替後の設備が従前設備と同等である旨の比較表」と「見積書による費用比較」の他、「修理よりも入替が安価となる合理的な理由を専門事業者が説明した書類(任意様式)」が必要です。

(2) リース物件の取扱い

使用者自身が所有者でないため、使用者自身で補助金交付申請はできませんが、当該リース物件が使用者の事業継続に必要不可欠と判断される場合には、対象とすることができます。

※リース物件自体が対象とならないもの（事務用品費）は対象となりません。

(3) 乗用車やパソコン機器の取扱い

汎用性が高く、業務外利用の可能性があるため、従来は認められていませんでしたが、被災前に業務用に用いていたことが証明できれば、対象となる可能性がある。